総務生活委員会会議録

〇日 時 平成30年3月7日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第24号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第32号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費 (1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び9目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第33号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第36号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

請願3月第1号 核兵器禁止条例への参加を求める意見書の採択を求める請願

○出席委員・議員

委員長 牧野 副委員長 小澤 彰一 君 直樹君 委員 中村 努 君 委員 古畑 秀夫 君 委員 西條 富雄 君 委員 村田 茂之 君 議長 金田 興一 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

請願説明員 平和・人権・環境塩尻市民会議 議長 梅木 幸雄 君

○議会事務局職員

事務局局長 竹村 伸一 君 事務局次長 横山 文明 君

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。昨日に引き続き総務委員会を開会をいたします。本日の委員会は委員全員出席しております。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会の日程ですが、昨日に引き続き本委員会に付託されました議案 について審議を行い、請願につきましては説明者が来庁されますので午後一番で審査をする予定です。また、委員会終了後、総務生活委員会協議会を開催しますのでよろしくお願いします。

○委員長 それでは議案審査に入ります。

議案第24号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 議案第24号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。

〇市民課長 議案第24号平成30年度国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。予算書の346ページをお願いいたします。平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億544万円で前年度対比16億4,224万3,000円、19.2%の減となります。総額が大きく減となったのは制度改革で、長野県が国保の財政源を担うこととなったため、これまで市で収入していた調整交付金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金などが平成30年度以降は県の収入となることや、高額療養費の給付に関し県内市町村の財政調整を行っていた共同事業の廃止などが主な原因でございます。

歳出から説明いたしますので366、367ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費ですが、 説明欄2つめの白丸、国保事務諸経費の主なものは下から8つめの黒ポツ、電算化共同処理事務委託料269万 円とその2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料208万円、その1つ下の黒ポツ、国保情報集約システム運 用委託料238万7,000円で、いずれも長野県国保連合会への委託料です。国保情報集約システムは、国保 運営の県単位化で被保険者の資格及び給付の管理を行うために必要なシステムで、平成30年度から運用するも のです。

2目連合会負担金は長野県国保連合会への負担金268万3,000円です。2項1目の賦課徴収費では備考欄2つめの白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものは次のページ5つめの黒ポツ、情報等システム使用料932万3,000円でございます。

2款保険給付費につきまして合計額は350ページを御覧いただきますと合計が出てございます。49億306万円余で前年度対比4億773万円余、7.7%の減額を見込んでおります。

ページをお戻りいただきまして、1項の療養諸費は一般保険者分と退職被保険者分とに分かれ、さらにそれぞれが療養給付費と療養費に分かれており、診察支払手数料と合わせて5つの目となっております。

2目と次のページ4目の退職被保険者とは、被用者保険の資格を喪失した退職年金の受給権者が65歳になるまで保険給付上区分される被保険者です。65歳になりますと、一般被保険者に移行します。なお、退職者医療制度は既に廃止となっており、平成27年度以降、新たに該当する者がいないため、平成30年度の該当者はわずかとなっております。

1目と2目の療養給付費は、入院、外来、調剤などの給付費です。3目と4目の療養費は、柔道整復、コルセットなどの治療用補装具や、針、あんまなどの給付費です。

370、371ページの5目、審査支払手数料はレセプトの審査と保険給付費について、国保連合会へ支払う 手数料です。各給付費の予算額は、長野県が国保事業費納付金の算定と合わせて示した保険給付費等交付金の内 訳による指示額となります。なお、今後、市が給付費を推計するといった作業は、予算編成上においては必要が なくなります。

2項の高額療養費は、1カ月の窓口負担金また条件によっては1年分の窓口負担金が、世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払うもので、こちらも1目の一般保険者分と2目の退職被保険者分とに分かれ、予算額は県の指示額となります。3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に支払うもので、3目の一般被保険者分、4目の退職被保険者分ともに前年と同額としております。

次のページをお願いいたします。 4 項 1 目の出産育児一時金は前年と同額の 3 , 3 6 0 万円で、 8 0 件分を見込んでおります。

5項1目の葬祭費も前年度と同額の550万円で、110件分を見込んでおります。

以上、2款の保険給付費は、4項の出産育児一時金と5項の葬祭費以外の分は、県から保険給付等交付金の普通交付金で交付されます。年度途中で保険給付費が予算額を上回ると見込まれる場合は、県の交付金の額が増額されますので、歳入歳出ともに当年度の補正で対応をいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は県が保険給付費の財源として市に求める納付金で、平成30年度分の県の指示額は18億6,728万3,771円。この数字は一般質問のときもお答えをしております。この予算額は1項の医療給付費分、2項の後期高齢者支援分、3項の介護納付金分と、さらにはそれが一般被保険者分と退職被保険者分とに区分して計上する都合上、各科目では1,000円単位になっております。国民健康保険事業費納付金は、保険給付費の実績の多い少ないにかかわらず、県の指示額を年間通して納付するといった内容でございます。私からは以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款の保険事業費をお願いいたします。保険事業費の一部を健康づくり課のほうで担当しておりますので、説明をさせていただきます。1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費の右側の白丸、特定健康診査等事業諸経費6,476万円でございます。こちらにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見、予防を目的として、平成20年4月から医療保険者の義務となっております特定健診及び特定保健指導を行っておりますその経費となります。一番大きなもので、下から4つ目、特定健康診査等委託料5,700万円余がございます。こちらは25歳から74歳を対象といたしまして、特定健診、保健指導を実施して、生活習慣病発症予防、重症化予防を図っているものでございます。集団検診については健康づくり事業団、それから医療機関による個別健診を塩筑医師会に委託をしております。以上です。

〇市民課長 376ページ、4款保険事業費の2項保険事業費の2目疾病予防費は、人間ドック等の補助金として1,130万円余を計上しております。

次のページをお願いいたします。 7 款 1 項の償還金及び還付加算金は保険税過年度還付金で、それぞれ前年と同額としております。

380、381ページをお願いいたします。後期高齢者支援金、また次のページの前期高齢者納付金、それから介護納付金及び病床転換拠出金は、平成30年度から県の特別会計で支出するため皆減となります。それと老人保険拠出金と、次のページ、共同事業拠出金につきましては、事業の廃止により皆減となります。歳出の説明は以上です。

続いて歳入を説明させていただきます。予算書の352、353ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税は、改定税率を適応した賦課総額の試算により一般被保険者、退職被保険者と合わせ、14億4,560万円を計上いたしました。被保険者数の減少と税率改定に対する市独自の激変緩和措置により、前年度対比9,630万円、6.2%の減額を見込んでおります。

3款1項1目国保制度関係事業費補助金は、高額療養費制度改正に伴うシステム改修に対する補助金になります。

次のページになりますが、国庫支出金につきまして、国庫補助金では、財政調整交付金は平成30年度からは 県の収入となるため皆減。健康増進事業補助金というものはなくなりました。それから、国保制度関係業務準備 事業補助金は事業が終了しましたので皆減となります。国庫負担金では、療養給付費負担金及び特定健康審査等 負担金も県の収入となるため皆減。高額療養費共同事業負担金も事業廃止により皆減となります。

次のページをお願いいたします。 4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金のうち、 1 節の普通交付金は出産育児一時金と葬祭費を除く保険給付費の全てが交付されるものでございます。 2 節の特別交付金のうち保険者努力支援分は、市町村の医療適正化などの取り組みが評価され、国の交付金が県の特別会計を通じて交付されます。また、特別調整交付金は従来の国の特別調整交付金、その下、県の繰入金、繰入 2 号分は従来の県の特別調整交付金に当たるもので、市町村の医療費適正化などの取り組みに実際に要した費用に対して交付されるものでございます。特定健康診査等負担金は、特定健康診査、保健指導の事業に従来どおり国が 3 分の 1、県が 3 分の 1を負担するもので、県の特別会計を通じて県から交付されます。県補助金について、従来の財政調整交付金はなくなり、県の一般会計から保険給付費に対し、一定割合で交付されていたものは、平成 3 0 年度からは県の特別会計への収入となります。また、県負担金について、高額療養費共同事業負担金は事業廃止により皆減。特定健康診査等負担金は、保険給付費と交付金に含まれるため皆減となります。

次のページをお願いいたします。6款1項1目の一般会計繰入金のうち1節の保険基盤安定繰入金から5節の 財政安定化支援事業繰入金までは、ルールに基づき一般会計から繰り入れるものでございます。6節のその他一 般会計繰入金5,643万2,000円につきましては、特定健康診査等の保険事業費繰入金のほか、福祉医療 費給付金を現物給付とすることに伴う国庫負担金の減額調整分56万6,000円が含まれております。

2項基金繰入金は、県から示された標準保険税率を基本に保険税率を改定するに当たり、均等割と平等割の増分の30%を圧縮するとした市独自の激変緩和措置を国保財政調整基金を活用して行うもので、3,463万7,000円を計上いたしました。

364、365ページをお願いいたします。療養給付費等交付金と前期高齢者交付金は平成30年度から県の

収入になるため皆減。共同事業交付金は事業廃止に伴い皆減となります。国保特別会計の説明は以上でございます。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。
- ○中村努委員 357ページの県補助金の保険者努力支援分ですけれども、これは市町村が何か特別な努力をしたことについて支援されるっていうことですか。
- ○市民課長 全国的な評価指標がございまして、それの点数化によって評価されて、県を通じて配分されてくるものであります。内容的には私も詳しくないんですけれども、特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率、それから特定健診とか、特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果に基づく受診勧奨等の取り組みの実施状況、それから糖尿病の重症化予防の取り組みの実施状況、それから広く加入者に対して行う予防健康づくりの取り組みの実施状況、加入者の適正受診、適正服薬を促す取り組みの実施状況、それから後発薬品の使用促進に関する取り組みの実施状況等でございます。
- ○中村努委員 県に移行した初年度でこの歳入の予算が出てくるっていうのは、このもとになる事業ってのは昨年度の事業なのか、30年度の予算に盛られている事業に対してのせいなのか、その辺いかがですか。
- ○市民課長 特定健診につきましては、27年度の実施状況が評価されております。あとのところは29年度実際取り組むかどうかといったところ、取り組んでいるかといったところが評価されております。
- ○委員長 よろしいですか。
- **〇古畑秀夫委員** 今度、30年度から県でやるということになって、市として今までやってきたのからすると、 市で取り組まなくなる仕事っていうか、そういうのもあると思うんだけど、この辺で要員、人の配置や何かって のも変わってくるわけでしょうか。
- ○市民課長 市の役割としては、今までどおり窓口での市民に対するさまざまな受け付けとか、そういった部分は何ら変わるところがありません。保険税を賦課して徴収するといった部分も特に今までどおりでございます。ただ、予算を管理していく部分については、多くが県のほうで負っていただく形になりまして、先ほども説明した中で、給付費の試算っていうものはもう既に全て県のほうにお任せして、指示額を予算上盛るといった形になってきます。実際に30年度の人事の配置については、ちょっとまだ私のほうでも把握しておりませんけれども、大きく私どもの仕事が対市民で変わる部分はありませんので、そういった部分ですと、人というものは必要になってまいります。
- **〇古畑秀夫委員** そうすると、余り大きな変わりはないっていうことのようですけど、高額医療費とかいろんなことで今までも補填されているわけですが、そういう部分っていうのも、ほとんど変わらないという理解でよろしいでしょうかね。
- ○市民課長 今の高額療養費の支給に関する事務ということでよろしいですか。
- ○古畑秀夫委員 ええ。
- **〇市民課長** そういった部分も特に変わりがございません。市のほうから、それぞれ該当される方には御案内を して受け付けるといった部分は何ら変わっておりません。
- ○古畑秀夫委員 もう一つ。先ほど中村委員の保険者努力支援分の部分で、特定健診とかそういうのがというこ

とで、今年度から塩尻市も1,000円の特定健診代を500円ということで半分にして、受診率を上げるということで取り組んできたわけですが、これまでその成果というか、効果というか、それは幾らか把握しておりますでしょうか。

○健康づくり課長 本年度からワンコイン化ということでやらさせていただいております。成果といいますか、 受診率でいいますと、29年度の受診者数が現在集計中ですけれども、4,720人となっておりまして、昨年 度は4,756人でしたので、ほぼ変わらない状況ではあるんですが、対象者数が減っておりますので、現在時 点での受診率でいうと、昨年度28年度の33.3%に対して34.6%ということで、若干向上はしているか なというところでございます。

○委員長 いいですか。

○古畑秀夫委員 まだふえる、もう終わっちゃったわけかい。まだ一般のお医者さんでは見てくれるってことかい。

○健康づくり課長 通常の特定健診は終了しておりますので、塩尻市の受診者数については、ほぼこれで確定ということになりますが、法定報告になりますと、塩尻市は25歳からやってるんですが、法定報告は40歳からということになりますので、またそういった形で人間ドッグとかそういったものも加算されてまいりますので、最終的には年度を越えてから確定する形になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〇中村努委員 大きな制度改革の中で、確か最初の説明の中に、保険料の徴収率が県の標準税率に影響というか、 関連してくるような制度だったと思うんですが、その辺はもう一回、ちょっと今どうなっているのか教えてくだ さい。

○市民課長 まず県に納める事業費納付金そのものは徴収率にかかわらず配分されるのだと。ただその標準保険 税率を算定するに当たっては、過去3カ年の徴収率で事業費納付金をまかなえる税率が標準保険税率として示さ れるといった考え方でよろしいかと思います。

○中村努委員 そうすると、その3年間の徴収率がよければ県の標準税率も低くなって、市で出したのと比較して低いほうの税率を採用すると、こういうことでいいわけですね。

〇市民課長 実際にそうなったときに、税率としてどのくらいの影響が下げられるかっていうのはわかりませんが、理屈としてはそういうことでいいです。

〇委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第24号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については原案

のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○委員長 それでは、次に議案第28号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたしま す。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第28号平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。予 算書453ページをお願いいたします。予算の総額は7億6,922万4,000円で、前年度対比5,808 万7,000円、8.2%の増額です。

歳出から説明いたしますので、465、466ページをお願いいたします。1款の総務費は嘱託員の人件費な どの1目一般管理費と、システム使用料などの2目徴収費でございます。

2款1項1目の広域連合納付金は、徴収する保険料と一般会計から繰り入れる保険料軽減相当額を広域連合へ 納付するもので、7億5,690万1,000円で、前年度対比5,702万円、8.1%の増額です。

続いて歳入を説明いたしますので、459、460ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料 は広域連合の試算で5億9,880万円で、被保険者数の増により前年度対比5,120万円、9.3%の増額 です。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の一般会計からの繰入金で1億4,908万1,000 円を計上いたしました。歳出で説明しましたとおり、全額を広域連合へ納付するものでございます。後期高齢者 医療事業特別会計の説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第28号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については原 案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第28号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費 (1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民 健康保険総務費及び9目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総 務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄 化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰 越明許費、第3条地方債の補正

- ○**委員長** 次に議案第32号平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。説明を求めます。
- ○議会事務局次長 それでは、議案書の第32号をお願いいたします。歳出から説明いたします。49、50ページをお願いします。1款議会費でございますが、事業確定による減額でございます。以上です。
- **○人事課長** 続きまして、2款総務費、総務管理費をお願いいたします。1つ目の丸、嘱託員報酬でございますが、これは決算見込みに基づきます減額補正でございます。

次の丸、職員給与費でございますが、こちらは定年退職者を除きます早期退職者、また普通退職者の退職手当が主なものでございます。以上でございます。

- **○庶務課長** 続きまして、文書事務費、それから次の平和祈念事業、それからその次の庁舎施設管理費、その次の車両管理諸経費でございますが、いずれも決算見込みに伴う減額及び事業確定によるものでございます。以上であります。
- ○選挙管理委員会事務局長 一番下の白丸、固定資産評価委員会費でございますが、執行後の確定に伴いまして 費用額を減額するものでございます。以上です。
- ○秘書広報課長 ページをおめくりいただきまして、51、52ページをお願いいたします。8目秘書広報費で ございます。説明欄最初の白丸、秘書事務諸経費、普通旅費63万円の減につきましては、全国市長会海外都市 の行政調査団派遣が中止になったことに伴います減額でございます。

その下の2つの白丸、都市交流事務諸経費及び広報広聴活動事業につきましては、それぞれ事業費確定に伴います減額でございます。以上です。

- **○財政課長** 5目財産管理費は1,601万5,000円の減でございます。基金積立金の中で各基金の利子額の決算見込みによりまして、それぞれ補正をするものでございます。また、下のほうにあります森林環境保全基金と知恵の交流基金につきましては、ふるさと寄附をいただいたものの中から、その寄附メニューによりまして積み立てを予定しておりましたけれども、寄付額の実績によりまして、それぞれ補正をさせていただくものでございます。以上です。
- ○地方創生推進課長 続きまして、6目企画費。52ページ説明欄のほうにあります白丸、シティプロモーション事業ですが、寄附謝礼品、ポータルサイト特設案内使用料ですが、ともにふるさと納税の増額に伴います支出のほうの増額要求でございます。

その下、移住定住促進事業、住宅ストック活用事業補助金ですが、空き家補助金の事業確定に伴います減額補 正です。以上です。

○情報政策課長 それでは54ページをお願いいたします。行政情報等ネットワークシステム整備事業の減額ですけれども、これは県の負担金の額の確定に伴う減額となっております。

続きまして、情報セキュリティ運用事業の1つ目の黒ポツ、パソコン保守点検委託料になりますが、これは標

的型攻撃メール訓練というものの予算を盛ってあったんですけれども、県のセキュリティクラウドのほうのメニューで無償で実施ができるということになりまして、費用をかけずに実施ができることになりましたので、減額をさせていただくものになります。

その下の電算機器使用料につきましては、事業費確定に伴う減額になります。以上です。

○地域振興課長 続きまして、8目の地域づくり振興費の関係になりますけれども、この関係につきましても、 事業確定及び決算見込みによります減額でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

その次、9目の支所費の関係ですけれども、2つ目の白丸、広丘支所管理運営費の関係につきましては、臨時職員の減額、勤務実績によります減額です。それと、設備移転工事の関係につきましては、入札差金、事業執行によります減額となります。一番下の洗馬支所管理運営費の関係ですけれども、備品修繕費の関係20万円の減額につきましては、撹拌機修理費の減額によるものでございます。以上です。

○市民課長 55、56ページをお願いいたします。10目の生活支援対策費は20万5,000円の減額です。
各事業の決算見込みにより不用額を整理したものでございます。私からは以上です。

○地域振興課長 続きまして、12目の輸送対策費の関係になります。2つ目の黒ポツ、地域振興バス運行委託料359万3,000円の増額の関係になりますけれども、これは現在楢川線以外の9路線の運行しておりますアルピコタクシーの運行委託料の計算式でございますが、全体にかかります運行経費から運賃収入と国庫補助金を差し引いた金額としてお願いしております。この運賃収入のうち、平成28年度から導入いたしました回数券でございますが、こちらは市が販売をしておりますので、歳入が市のほうに全額入ってまいります。実際に使われた回数券の利用分につきましては、市が受託者のほうに補填する必要がありますので263万円の補填が必要になります。それから乗客数が当初見込みをしておりました数よりも約7%の減が見込まれることから96万円余となりますので、合計金額359万3,000円の増額ということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○消防防災課長 続きまして、15目の防災防犯費をお願いいたします。防災防犯諸経費136万5,000円の減額につきましては、事業費等の確定に伴い減額するものです。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業369万5,000円につきましても、事業費の確定等により減額する ものでございます。以上です。

- ○委員会事務局長 それでは、17目公平委員会費をお願いしたいと思います。こちらの公平委員会事務諸経費につきましても、執行後の確定に伴いまして不用額を減額するものでございます。以上です。
- ○税務課長 続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費につきましてですが、最初の白丸、賦課事務諸経費と、その下の白丸、固定資産評価替等対応事業につきましては、事業費の確定に伴いまして減額するものとなっております。よろしくお願いいたします。
- **〇収納課長** その下の白丸、徴収事務諸経費につきましては、決算見込みによります114万6,000円の減額でございます。
- ○市民課長 次のページをお願いいたします。3項1目の戸籍住民基本台帳費が505万6,000円の減額です。備考欄3つ目の黒ポツ、住基システム業務委託料は女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載

事項の充実に対応しまして、希望者の住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記できるようにシステム改修を行うといったものでございました。補助率10分の10の国庫補助金補助の対象で、国の指示により事業費の総額を見積もり、9月補正にて695万5,000円の増額をお願いしたものでございます。しかしながら補正後、国が補助金交付額の限度額を359万円と示し、システム改修費を平成29年度と30年度の2カ年で行うこと、そして平成29年度分の改修部分を指示してきたため、本年度の改修事業費の不用額336万5,000円を減額するものでございます。なお、歳入の国庫補助金の社会保障税番号システム整備補助金も同額の減額補正をお願いします。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 続きまして、4項選挙費でございますが、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費 につきましては、執行後の確定に伴いまして不用額を減額するものでございます。

その下の4目衆議院議員選挙費につきましては、解散に伴う衆議院議員選挙の執行経費と事務費の精算に伴いまして不用額を減額するものでございます。以上です。

済みません、続けて。61、62ページの6 項監査委員費でございますが、これは執行後の確定に伴いまして不用額を減額するものでございます。以上でございます。

○市民課長 ページ飛びます。67、68ページをお願いいたします。3款1項8目の国民健康保険総務費は、説明欄の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金488万3,000円の減額です。これは国保税軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰出金の額の確定によるものです。なお、保険税軽減分の繰出金に対しては県が4分の3負担し、保険者支援分の繰出金に対しては国が2分の1、県が4分の1を負担しておりますので、歳入もそれぞれ減額補正をお願いいたします。

9目の後期高齢者医療運営費の1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合への負担額の確定による減額でございます。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険軽減額の確定による繰出金の減額でございます。 なお、保険税軽減分の繰出金に対しては県が4分の3を負担しておりますので、歳入も減額補正となります。以 上です。

○生活環境課長 それでは、73ページ、74ページをお願いいたします。5目環境衛生費以降でございます。74ページの中段下の丸、地区衛生推進事業以下、次の75、76ページをお開きいただきまして、76ページの上の丸、合併処理浄化槽設置事業及び一番下のし尿処理施設管理費は水道事業部でございますので、それを除く事業項目と、77、78ページをお願いいたします。上から2つ目の丸、資源リサイクル推進事業までにつきましては、それぞれ委託料、あるいは事業の確定、決算見込みによる減額でございますので、よろしくお願いいたします。

○消防防災課長 続きまして、ページ飛びますけれども、91、92ページをお願いします。9款消防費の1項 1目の常備消防費、97ページの広域消防負担金89万円の増額のうち、松本広域連合負担金146万円につき ましては、昨年、県の防災ヘリの墜落に伴い殉職された2名に対して松本広域連合で5,040万円を消防賞じ ゅつ金として支給しておりますが、昨年12月に全体で980万1,000円が松本広域連合管内の3市5村へ 特別交付税として国から交付されました。そのうち塩尻市分として交付されました146万円を、そのまま松本 広域連合に支出するものでございます。そのほかは事業費の確定等に伴い減額するものです。

その下の2目非常備消防費、白丸、消防事務諸経費8万5,000円の減額。その下の白丸、消防団諸経費2,281万8,000円の減額。その下の白丸、3目消防施設費、消防施設整備費58万3,000円の減額。それぞれ事業費等の確定等により減額するものです。以上でございます。

○財政課長 それでは、またページが飛びますけれども、109、110ページをお願いいたします。109ページの12款1項2目の利子でございますけれども、こちらは借り入れ状況等の確定によりまして減額をするものでございます。歳出は以上になります。

次に、歳入を説明いたしますので、17、18ページにお戻りいただきたいと思います。歳入1款1項1目の個人市民税ですけれども、こちらにつきましては納税義務者の増加と給与所得者の所得割額の増によるもので、増額を見込んでいるものでございます。2目の法人市民税につきましては、大手企業の法人税割の減によるものが影響しているものでございます。

2項1目固定資産税でございますけれども、こちらは当初予算では微減ということで御説明いたしましたけれども、29年度分につきましては、設備投資等による償却資産の増加がございまして、こちらのほうは増額ということで補正を組んでございます。

4項の市たばこ税については、消費本数の減少によるものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。 2款の地方譲与税からは、当初予算を組むときに国の地方財政計画によりまして見込んでおりましたけれども、その後、今年度になりまして、額の確定、それぞれありましたので差額分を補正させていただくものでございます。

特に、2項1目の自動車重量譲与税につきましては1,300万円の増。

それから飛びまして、4款1項1目の配当割交付金につきましては1,100万円の増。

あと、5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金については2,400万円の増などとなっております。

次のページをお願いいたします。引き続き確定額との差額の補正ですけれども、6款1項1目の地方消費税交付金は4、300万円余の増。

8款1項1目の自動車取得税交付金については1,600万円の増などとなっております。

また、1ページめくっていただきまして、23ページですが、13款1項3目1節の衛生使用料ですけれども、全体で1,500万円ほどの増となっております。内訳としましては、合葬墓使用料、こちらが共同埋葬が当初見込んでおりましたものよりふえておりまして、1,300万円余の増が主なものとなっております。

それでは、次のページをお願いいたします。4節の市営住宅使用料、トータルでは457万円の増ということでございますけれども、それぞれ増減ございますが、一番上の市営住宅使用料については670万円余の増額。一方、下から2つ目の雇用促進住宅使用料については155万円余の減額ということで、トータルでは457万円の増というところでございます。

次のページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、13款2項3目2節の清掃手数料447万円余の増でございます。こちらにつきましては、説明欄にあります廃棄物処理手数料が445万円余増になっているものが主な内容でございます。

それから、下の14款1項1目1節の社会福祉費負担金につきましては、2,797万円余の増額でございますけれども、こちらは一番上の黒ポツの自立支援給付費負担金、それから一つ飛びまして障害者医療費負担金、こちらは歳出のほうの増額に伴いまして国の負担がふえるというもので、国の負担は2分の1でございます。

次のページをお願いいたします。14款2項1目の総務費国庫補助金につきましては、先ほど市民課のほうで 説明がありました住基システムの改修に伴う国庫補助金が減額になっているというものでございます。

2項2目2節の児童福祉費補助金、こちらが471万円増になっておりますけれども、こちらは説明欄にあります児童虐待等総合支援事業費補助金というものですけれども、家庭児童相談員報酬等への補助が国から2分の1あるものでございます。

次のページをお願いいたします。2つ目の7目土木費国庫補助金の2節都市計画費補助金は2,860万円余の増額でございます。このうち2つ目の社会資本整備総合交付金(吉田広丘地区)につきましては、こちらは北部交流センター分ということで3,135万円の増でございます。

8目3節学校教育費補助金のうち、2つ目の黒ポツ、教育支援体制整備事業補助金131万円余の増でございますけれども、こちらは元気っ子応援事業に対しまして、国の補助があるもので、補助率は3分の1でございます。

一番下の15款1項1目1節の社会福祉費負担金につきましては、1,062万円余の増でございます。このうち3つ目の黒ポツの障害者自立支援給付費等負担金と、その下の障害者医療費県負担金につきましては、国庫のところでお話ししましたとおり、歳出のほうの増に合わせまして、それぞれ増額するものでございまして、県の負担率は4分の1となっております。

2ページ飛んでいただきまして、35ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、7目1節の農林水産施設災害復旧費補助金。林業施設の災害復旧に対しまして追加の補助がありまして、200万円を増額するものでございます。

3項1目2節の徴税費委託金。こちらは県のほうからの委託金でございますけれども、額の確定により323 万円増額をするものでございます。

次に37ページをお願いいたします。16款2項1目1節の不動産売払収入でございますけれども、2,410万円余の増でございます。こちらは予定にありませんでした法定外公共物、道路とか水路の関係ですけれども、売り払いがございまして、2,410万円余の増でございます。2目1節の物品売払収入につきましては、不用物品等売り払い、決算見込みにより、174万円余を増とするものでございます。

17款1項1目1節の一般寄附金については、1億7,082万円余の増でございます。このうち総務費寄付金につきましては、ふるさと寄附の増を見込みまして1億7,000万円を増額するというものでございます。

次のページをお願いいたします。18款2項1目の基金繰入金につきましては、事業費の確定等によります予算全体の減額に伴いまして、各基金からの繰入金を減額するというものでございます。

続きまして、20款の諸収入につきましては、額の確定、または決算見込みによりそれぞれ補正をさせていた だくものでございますので、3ページほど飛んでいただきまして、45ページをお願いいたします。45ページ の真ん中、21款市債でございますけれども、こちらは主にはそれぞれ事業費の確定により起債を減額するもの でございますが、その中では3目1節の農林水産業債1,470万円の増になっておりますけれども、1つ目の 黒ポツの公共事業等債県営事業負担金、こちらにつきましては、ため池の関係で国の補正予算に伴いまして前倒 しする関係でございますし、一番下の一般補助施設整備等事業債森林利活用拠点整備事業につきましては、塩尻 市森林公社で拠点整備をしますものに対する起債を増額するものでございます。歳出の説明は以上になります。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますけれども、繰越明許につきましては、そちらに書いてありますそれぞれの事業につきまして、今年度の事業進捗に伴いまして、30年度に繰り越しをするというものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございますけれども、先ほど歳入で説明しました市債の それぞれの額の確定等によりまして、起債の限度額を変更、追加するものでございます。説明は以上になります。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。
- ○古畑秀夫委員 歳入の関係で、26ページですけど、きのうの来年度予算の説明の中でもありましたけれども、 雇用促進住宅の使用料が当初見込みよりかなり減っているわけですけど、入居率、今、どの程度かわかりますか。
- **○財政課長** ことしの1月31日現在ということで聞いておりますけれども、80戸に対しまして42戸の入居 ということで、率にしますと52.5%ということでございます。
- **〇古畑秀夫委員** それで、これはいろいろと前から少し何とかってようなことで、幾らか金額を下げて、もうちょっと利用率を上げるとか何か考えてもらわないと、半分ちょっとぐらいしか入ってないっていうことであれですが、この辺のところはどんなふうに考えて。
- **○財政課長** 担当課のほうでも入居条件の緩和等をしておりますけれども、なかなか伸びないっていうような状況って聞いております。立地は悪くないんですけれども、部屋の使い勝手とか、5階建ての割にはエレベーターがないとかっていう条件のせいではないかという推測でございます。
- ○古畑秀夫委員 独身の方もでもいいというような、条件の緩和はしたと思うんですけど。やっぱり私も1回頼まれたことあるんですが、場所いいところだから入りたいけど、ちょっと高いって言われちゃったんですよね。そういうことや、将来的にこれどういうふうにしていくのか、5階建てでエレベーターがないってことになると、またこれ、どんどん減ってっちゃうような気がするけど、この辺ところを将来的なことも含めて、市としてどんなふうに考えているかお伺いします。副市長のほうがいいかな。
- ○副市長 入居に関しましては、なかなか、今、申し上げたような御指摘があったようなことで伸びていないというようなことでございます。実は家賃も近隣のいわゆる民間の住宅と比べると、さほど高いということではありませんけれども。いずれにせよ所得制限といいますか、一定以上の所得がないと入れないというような制限の、これは雇用促進住宅そのものの規定でございますんで、そういうこともございますし。なかなか民間の住宅の稼働率もそんなによくないというようなことで、民間との競合関係も配慮して、家賃をぐっと低減させるというようなことは少し遠慮をしているというようなことが実情でございます。しかしながら、50%を割るような事態になってしまうと、なかなか返済といいますか、雇用促進事業団のほうにお金を返していかなくちゃいけないということもございますので、その辺は配慮しまして、規制緩和をせざるを得ないということを思っております。

ただ、10年ぐらいたちますと、事業団から譲渡を受けたときの規制がなくなりますので、その際は市営住宅

といいますか、市の考え方である程度運用はできていくというふうに思いますので、リノベーション等も必要かなあというふうに思ってますし、場合によっては廃止をして、一般の市営住宅にするというようなことも考えていかなくちゃいかんというようなことでございます。

- ○委員長 よろしいですか。
- ○古畑秀夫委員 あれ、何年たつ。

[「10年」の声あり]

- ○古畑秀夫委員 10年で何年目ぐらいになるぐらいかな、あれ、買い取って。五、六年ぐらいになるかな。 [「もう二、三年で切れる」の声あり]
- 〇古畑秀夫委員 はい。
- **○委員長** よろしいですか。ほかにありますか。
- ○中村努委員 56ページの地域振興バスの運行委託料の関係ですが、回数券の場合は市で売却をして、使った 分だけお支払いをするという説明だったと思うんですが、売ったときの歳入っていうのはどこに出てくるのか、 いつの時点で計上するのか、その辺いかがですか。
- ○委員長 答弁を求めます。
- ○地域振興課長 歳入の関係につきましては、回数券、振興バス、済みません、ちょっと科目、まだあれなんですけれども、回数券の収入ということで計上させてもらっております。済みません、地域振興バスの使用料という項目の中で。
- 〇中村努委員 使用料。
- ○地域振興課長 はい。入れさせてもらってますので、お願いしたいと思います。
- **〇中村努委員** この補正予算に載っているんですか。載っていたらちょっとページ数を教えてください。

[「26ページ」の声あり]

- ○地域振興課長 新年度のほうの当初の予算のほうには載らさせてもらっておりますけど、確定がまだされておりませんので。
- **〇中村努委員** そうすると、当初予算に載ってるわけですね。当然売った金額と払った金額、差額が出ると思うんですけれども、それはどういう科目で管理してるのかわかりますか。
- ○委員長 中村委員、もう一度質問を。
- **〇中村努委員** 要は当初予算で歳入として計上して、入ってきます実際の売り上げの金額っていうのは、いつ確定するんですか。歳入の確定、まず。当初予算で見込んでもそう、ね。
- ○地域振興課長 3月までのが3月末に確定いたしますので、その段階で、今、この補正予算の関係につきましても、見込みということで計上させてもらっておりますので、最後の段階で調整をさせてもらいたいと思っております。
- **〇中村努委員** わかりました。それで3月で締めて、決算のほうで出てくると思うんですが、その差額っていうのは単純に単年度の市の収入になるっていうふうに思えばいいわけですか。
- ○地域振興課長 そういう形になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- **○委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。
- ○西條富雄委員 確認です。その前の54ページの広丘支所の説明の中で、設備移転工事213万9,000円の減額。これ、ちょっと、内容をもう一回ゆっくりと。ちょっと早口でわからなかったものですから。
- **○広丘支所長** こちらにつきましては、仮移転に伴います、主に防災無線の設備の移設費用になります。北部交流センターの設計内容の確定に伴いまして、大きな防災無線のマストなど、コンクリートのポール、そういったものを当初の予定では一時仮移転をして本設という2段階の工程を見込んでおったんですけども、設計内容の確定によりまして、仮移設なしで本設にできることになったということで、その分の経費が減額できたということと、先ほど説明のほうでもございましたが、入札の差金もこの中に含まれてございます。以上です。
- ○西條富雄委員 はい、理解しました。
- ○委員長 ちょっと、よろしいですか。広丘支所を解体して、今、もう更地になってます。警備保障みたいなあ あいう契約をしてやってましたよね。年度途中で解体をしたということは、そういう警備保障にかかわるそうい うお金は精算しなきゃいけないじゃん。今までかかったやつは払ってた、今はもうなくなって、もう解体工事が 入ってるなら。

[「1月」の声あり]

- **○委員長** 1月かな、だったんで、もう1月から3月までは契約がいらないじゃんね。そういうやつはいつ出てくるの。
- **○広丘支所長** 警備保障につきましては、建物のほうの支所の移転が12月4日にしてございますけれども、その時点で、今、仮移転先のほうに警備装置も移設しておりまして、1月以降も警備管理、継続して実施していただいておりますので、契約の変更なしで設備の施工内容等の変更がございましたけれども、契約金額の変更なしで現在まできてございます。
- **○委員長** そうすると、その移転工事費は。
- **○広丘支所長** 警備装置の移転工事費は営繕費のほうで対応させていただいてございまして、若干支出のほうが ございました。
- ○委員長 ほかにありませんか。
- ○古畑秀夫委員 24ページの合葬墓の使用料でかなり増額になってますが、これは予想より人気があったということだと思いますが、現在売ってあれだったかね、どの程度になっているか、お聞きします。
- ○生活環境課長 合葬墓につきましては、昨年5月から販売をいたしまして、大勢の方から申し込みをいただきました。特に個別埋葬の2体用につきましては、募集20組に対して43組の方からいただきまして、抽選をさせていただいたところでございます。2月までの合葬墓の販売状況ですけれども、共同埋葬ですが、お骨を地下に入れるものなんですが、これは随時でも受け付けをいたしまして、229件販売いたしました。それから個別の1体用ですけども、5月と9月に申し込みを行いまして、46件販売いたしました。個別埋葬2体用につきましては18組36体を販売をしておりまして、全部で件数でいいますと、1,000体受け付けの中で311体を、今、2月末までに申し込んでいただいている状況です。
- **○委員長** よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第32号平成29年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中、当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第32号中、当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第33号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○委員長 議案第33号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。 説明を求めます。

○市民課長 議案第33号平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について説明いたします。補 正予算書1ページをお願いをいたします。

国保特別会計補正予算は歳入歳出それぞれ210万9,000円を減額し、予算の総額を88億5,186万6,000円とするものです。特別会計は歳入から説明をさせていただきますので7、8ページをお願いいたします。

7款1項1目の共同事業交付金は説明欄の黒ポツ、超高額療養費共同事業特別交付金275万1,000円の 増額です。超高額療養費共同事業は国保連合会が主体となって超高額な高額療養費の給付に関し全国的な財政調 整をおこなっていたもので、その拠出金は国保連合会負担金で賄われていたため今まで特に意識をしていなかっ た事業です。このたび国保制度改革による事業廃止に伴いまして特別交付金としてその事業の剰余金が配当され るということになりましたので補正となります。

8款1項1目利子及び配当金は説明欄の黒ポツ、財政調整基金積立金利子2万3,000円の増額です。これは満期となりました預金の利子分を合わせて積み直しするにあたりまして必要な補正をおこなうもので歳出の基金積立金の同額の補正増となります。

9款1項1目の一般会計繰入金は488万3,000円の減額です。1節の保険税軽減分の保険基盤安定繰入 金、2節の保険者支援分の保険基盤安定繰入金は一般会計でも説明をいたしましたが、それぞれ額の確定による 減額になります。

次に歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。 2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は予算額の補正はありませんが歳入で説明いたしました特別交付金を特定財源とする分一般財源からの充当を減らすものでございます。

- 10款1項1目の財政調整基金積立金の補正は歳入で説明したとおりでございます。12款1項3目の償還金は前年度の特定健診、特定保健指導の国庫負担金の精算による償還金で267万5,000円の増額をお願いするものでございます。国保特別会計補正予算の説明は以上です。
- **○委員長** それでは、質疑を行います。委員のみなさんから質問はありませんか。
- ○西條富雄委員 歳入のところの最初の説明にあります超高額医療費というのは超とつくのはどこからの範囲ですか。教えてください。
- ○市民課長 給付費の費用の1件あたり420万円以上ということでございます。
- ○西條富雄委員 月なのか、年額なのか、1回なのか、その辺教えてください。
- ○市民課長 1レセプトあたりですのでひと月分ということです。
- ○西條富雄委員 はい、分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。はい、他に。金額は420万円。
- ○市民課長 420万円です。
- ○**委員長** 他にありますか。ありませんか。それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第33号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第33号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

- ○**委員長** 次に、議案36号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(2号)を議題といたします。説明を求めます。
- ○市民課長 議案第36号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について説明をいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算は歳入歳出それぞれ49万9,000円を減額し予算の総額を7億1335万6,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきます。7、8ページをお願いいたします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は額の確定に伴い保険料軽減分の一般会計繰入金を49万9,000円減額 するものでございます。

続いて歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。 2 款 1 項 1 目の広域連合納付金につきまして は保険料軽減分の保険基盤安定納付金の額の確定により 4 9 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。後期 高齢者医療事業特別会計補正予算の説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第36号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(2号) については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第36号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで午前の審議を終了をいたします。午後1時から請願の審査を行いますのでよろしくお願いをいたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時30分 休憩

午後12時58分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

火災報告

○副市長 実は先ほど12時過ぎに、宗賀中央保育園の給食室から出火をいたしまして、もうすでに火災は鎮火をしておりますが、その状況につきまして、消防防災課から御報告を申し上げたいと思いますので、お時間をいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

○消防防災課防災係長 青木消防防災課長が現場のほうへ行っておりますので、私のほうから火災について御報告をさせていただきます。12時5分に松本広域消防局より火災のメールが入りました。火元は先ほど副市長よりありましたとおり、宗賀中央保育園の給食室からということで、出火原因は、鍋で豆を煮ていて、その鍋から出火をしたと聞いております。負傷者につきましては、給食調理員の方が1名、救急車で病院に搬送されておりますが、煙を吸った程度というふうに聞いております。園児、保育士は、避難をしておりましたので、無事ということで聞いております。あと、12時42分に鎮火をしたというふうに連絡がきておりますので、お願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

請願3月第1号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の採択を求める請願

○**委員長** それでは、請願3月第1号核兵器禁止条約への参加を求める意見書の採択を求める請願の審査を行います。

事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 請願者から説明をお願いいたします。本日、請願をされた梅木さんがお見えになっておりますので説明をお願いいたします。どうぞ。

○請願説明者 どうもこんにちは。私、ただいま御紹介いただきました梅木です。塩尻市内の労働組合の団体と それから市民団体が一緒になりまして、平和・人権・環境塩尻市民会議というものを作って活動をしております。 そこで議長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

今回の核兵器禁止条約への参加を求める意見書の採択を求める請願につきまして、趣旨について御説明をさせていただきたいと存じます。

昨年の7月に国連核兵器禁止条約交渉会議は、核兵器禁止条約を122カ国の賛成で採択をいたしました。日 本はこの会議にはアメリカなど核保有国とともに参加しませんでした。実質反対の立場を表明してきたわけでご ざいます。これまで日本は、毎年核兵器廃絶決議を発議しながら、NPT核拡散防止条約体制を支えてきたその 立場において、今回の条約交渉に参加しなかった意味は理解できないわけではありませんが、NPT体制のもと で核保有国の核軍縮はいっこうに進まず、逆にNPTの枠外でインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮に核が 拡散しているこういった状況に、非保有国が立ち上がって成立したのが今回の核兵器禁止条約ということができ るわけでございます。その成立に貢献してきたICAN核兵器廃絶国際キャンペーンがノーベル平和賞を受賞し てきたわけでございます。この核保有国と非保有国の亀裂が深まるというのが、核兵器禁止条約に反対した日本 政府の主張でございますが、条約が採択になったことは現実でありますし後戻りすることはないわけでございま す。これまで日本は戦争による唯一の被爆国として、核兵器廃絶運動を主導するという世界における立ち位置が アメリカと核保有国と各非核保有国に双方に支持されてきた我が国の国連及び国際環境における存在感信頼感は、 本条約に反対することによって確実に下がってきたわけでございます。本来であれば、日本は唯一の被爆国でご ざいます。核兵器禁止に向けて先頭に立ってやっていって初めて世界の中で認められる、そういう立場にあるわ けであると思います。核兵器を持っていることによって核兵器使わせない、そういう立場はもうこれからの時代 はそぐわないのではないかというふうに思います。日本政府が主導して、ぜひこうした核兵器禁止条約への参加 を求めることを、塩尻本市議会においても採択をしていただければというふうに思います。近隣では松本市議会 や安曇野市議会、また大町市議会において、既に同趣旨の意見書を議決しているわけでございます。どうか趣旨 を御理解の上、ぜひ委員の御賛同をお願いし、私からの説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたし ます。

○委員長 ありがとうございました。梅木さんから説明がございました。委員より質問、御意見ありましたらお願いをいたします。

○西條委員 今梅木さんおっしゃったとおり、唯一の戦争被爆国である日本において、NPTを進める中で、今回不参加ということもちょっと理解できなかったんですが、それ以前にですね、終戦70年を超えた、過ぎているところであってもいまだに被爆者認定のところではっきりしない、あるいはそういったまだはっきりしない人もいらっしゃると終戦を迎えてない状態で、そういったこの核兵器の恐ろしさとか日本人は日本はわかっていますので、私の立場からすれば、ぜひこれは請願書を提出していただきたいという意見です。

○委員長 採択で。ほかにございませんか。ありませんか。

○中村努委員 核兵器廃絶というのは人類共通の目標であって、唯一の被爆国である日本が先頭に立って、その 実現に向かって汗をかくということは非常に理解できるし、やっていかなければいけないことですので、採択す ることには賛成です。ただ、このことがですね、どうなんでしょうか。今回の条約の採択に不参加だったことが 実質的な反対と捉えるというようなことではなくて、これこそ国会でもですね、党派を超えて一丸となって取り 組むべき問題ですので、時間はかかるかもしれませんけれども、しっかりとした議論を重ねて、核兵器禁止条約 への批准ができるような環境づくり、これをしっかり進めるべきだと思いますので、その後押しとなるのであれ ば、この意見書を採択することに賛成します。

○委員長 中村委員のほうからも採択という意見が出されました。ほかの委員さんいかがですか。

○古畑委員 私も賛成の立場でございます。先ほどから言われておりますように、日本は唯一の被爆国でありますし、今までも国連の中でそういう主張をしてずっとこの間やってきております。今回ああいう形にはなりましたけれども、国連でも日本はいわゆる核兵器を持っているわけではありませんけれども、その傘の下にいるということで微妙な立場にはあるわけですが、日本政府は、一方では核兵器のない社会を目指して、核兵器を持っている国々との橋渡し役をするということを言っておるわけでございますので、そういうことも含めまして、ぜひ日本としてはっきりした立場に立って、核兵器廃絶に向けた取り組みを先頭に立ってやっていただきたいというふうに思っておりますので、賛成をしたいと思います。

○委員長 採択ということでいいということですね。ほかにございませんか。

○村田委員 私も、御趣旨それから国民感情、市民感情からして、これはぜひ採択ということで進めていきたい と思います。

○委員長 わかりました。せっかくなので小澤委員。

○副委員長 私も採択に賛成です。戦後72年と7カ月間、実戦では使われたことのない核兵器が、抑止力としてね、存在していたわけですけれど、その抑止力という脅しすらこの条約の中では禁止しているという内容で、やはり画期的なこういう条約が提起されたわけで、それに対して日本がリーダーシップをとっていくのは当然のことだと私は考えています。その条約の席上にですね、空席の日本のところにあなたがここにいてくれたらというね、折り鶴が置いてあったというのは、非常に象徴的な出来事でありますけれども、そういう意味では、こういう採択を日本政府が積極的に採択といいますか、参加をし、批准することを本当に心から求めたいと思います。

○委員長 ということで、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願3月第1号、核兵器禁止条約への参加を求める意見書は採択とすることに決し

ました。ありがとうございました。

なお、意見書についての御意見をお願いしたいと思いますが、意見書案が提出されていますので、事務局から 配布をしてください。

- ○委員長 それでは、事務局で朗読をお願いをいたします
- ○事務局次長 それでは、意見書案朗読させていただきます。

核兵器禁止条約への参加を求める意見書案。昨年7月7日、国連会議は、核兵器禁止条約を国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で採択しました。これは被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める世界各国と、この会議に参加した100以上の市民団体の取り組みの貴重な成果です。この会議の議長を務めたエレン・ホワイト氏(コスタリカ)も、広島、長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たしたと高く評価しています。この条約の第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇などを禁止しています。核兵器の使用の威嚇の禁止は、核保有を正当化する最大の口実となっている核抑止論も禁止したものになっています。また第4条では、核兵器完全廃絶に向けた枠組みが述べられ、核保有国が条約に参加する場合、参加した上で核兵器を速やかに廃棄することを認めており、核保有国に対して参加の門戸を開いています。今回、米国など核保有国は条約に参加しませんでした。また、唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から、核兵器禁止条約の交渉会議に参加しませんでした。一方で日本政府は核兵器のない世界を目指し、核兵器を持つ国々と、持たない国々の橋渡しを務めると明言していますので、その役割が十分果たされることを強く願うものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。記、1、日本政府は核兵器廃絶の先頭に立ち、 速やかに核兵器禁止条約に参加し、他国にも働きかけること。提出先として衆参両院議長初め、内閣総理大臣、 各大臣。というふうになっております。以上です。

○委員長 意見書の内容について御意見がありましたら、お願いをいたします。

[「なし」の声あり]

○委員長 よろしいですか。内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字その他整理を要するもの等については、正副委員長に一任を願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 それでは、お任せをいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

終わりますが、何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管します総務部、企画制作部、 市民生活事業部、各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても、協 議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 一言お礼を申し上げます。2日間にわたりまして熱心に御審査をいただきまして、提案を申し上げま した全ての案件につきまして御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で、3月定例会総務生活委員会を閉会いたします。2日間大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後1時15分 閉会

平成30年3月7日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印